

子どもの健康づくり

平成28年1月1日より個人番号(マイナンバー)制度の導入に伴い、母子保健法施行規則が改正され、妊娠の届出、低出生体重児の届出、未熟児養育医療申請において個人番号(マイナンバー)の記入が義務付けられました。
※詳細は市ホームページまたは健康づくり課までお問い合わせください。

★ご不明な点はお問い合わせください。
★広報あさか・市ホームページでもご案内しています。

子育て世代包括支援センター(保健センター内)

開所日時 保健センター事務所に準じます。
ただし、第2土曜日、第4日曜日は開所していません。
電話 048-451-0155

妊婦、乳幼児のいる子育て世帯の身近な相談機関として、伴走型相談支援を行っています。

母子健康手帳の交付

妊娠の届出時に母子健康手帳と妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券を交付しています。

お誕生訪問

生後4か月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭に、助産師・保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育発達の確認や育児全般のご相談に応じます。
※赤ちゃんが生まれたら出生連絡票(はがき)をお出しください。

産後ケア事業

育児不安を抱え、サポートが必要な方のご自宅などに助産師が訪問し、育児サポートを行います。(一部自己負担あり)



●妊婦健康診査費・産婦健康診査費・新生児聴覚スクリーニング検査費の助成

妊婦健康診査・産婦健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査の費用の一部を助成します。
助成券を埼玉県内と1都5県(茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川)の委託医療機関に提出してください。
※委託医療機関以外で受診し、助成を希望する場合には申請書をご提出ください。

●未熟児養育医療の給付

身体が未熟なまま生まれ、医師から入院治療が必要と認められた乳児(1歳未満)に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

●早期不妊検査費・不育症検査費、早期不妊治療費の助成

早期不妊検査・不育症検査、早期不妊治療を受けられた一定のご夫婦を対象に、費用の全部又は一部を助成します。

ひまわり教室(要予約)

対象 からだの発達に心配のあるお子さんとその保護者
内容 スキンシップをとりながら、楽しく体を動かす教室です。
日時 月1回 午前10:00~11:30

こぼんだ(要予約)

対象 ことば等、精神発達面に気がある、おおむね2歳代のお子さんとその保護者
内容 親子で遊ぶことを通して、お子さんへの関わりを一緒に考えていく教室です。
日時 月2回 午前10:00~11:30

母と子のつどい〜ブーケ〜(要予約)

対象 第1子を妊娠・出産されたおおむね40歳以上のお母さんとお子さん(1歳未満)
内容 育児の楽しさや大変さ、工夫などをお話するつどいの場です。
日時 年3回(7月・10月・2月) 午前10:00~11:30

離乳食ステップアップ教室(要予約)

対象 離乳食を開始した7~11か月児の保護者(第1子限定 先着20組)
時間 月1回 10:00~11:45
内容 ●栄養士講話(離乳食のすすめ方)
●質問タイム
●意見交換 など
実施日時、申し込み等は市ホームページをご確認ください。

マタニティ教室(要予約)

| 2回コース | | 1回コース(先着32組) | | 実施日時、申し込み等は市ホームページをご確認ください。 |
|------------|---------------------------|--------------|---|-----------------------------|
| 1日目(先着24組) | 2日目(先着32組) | 対象 | 時間 | |
| 対象 | 妊娠5~7か月の初妊婦とそのパートナー | 対象 | 妊娠5~7か月の初妊婦とそのパートナー | |
| 時間 | 午後1:30~3:30 | 時間 | 午前10:00~正午または午後1:30~3:30 | |
| 内容 | ●妊娠中の歯ぐき講座 ●家族で育む食生活講座 | 内容 | ●わが子を迎える心の準備 ●妊婦体験 ●赤ちゃんの保育ともく浴 ●DVD上映 | |

乳幼児健診(集団健診)

受付時間 午後1~2時 ※受付時間を分けてご案内します。 **会場** 保健センター

対象

- 4か月児健診 4か月になるお子さん
- 10か月児健診 10か月になるお子さん
- 1歳6か月児健診 1歳7か月になるお子さん
- 3歳児健診 3歳4か月になるお子さん

★案内は、受診する前月中旬に発送します。

実施日時等は市ホームページをご確認ください。

乳幼児健康診査 <令和6年度>



4か月児健診 同日開催

離乳食スタート教室

対象 4か月児の保護者
内容 離乳食の開始時期、与え方やすすめ方について栄養士が対応します。
※申し込みは不要です。

5歳児歯科健診

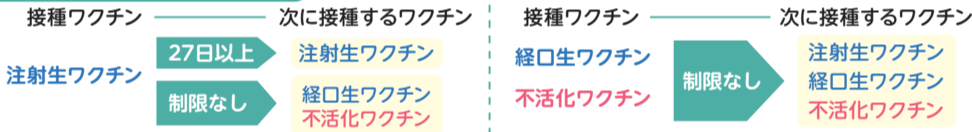
対象 今年度5歳になる幼児
期間 9月~11月
※詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ



異なるワクチンの接種間隔



★対象年齢に該当するお子さんで転入された方は、予診票を送付しますので、ご連絡ください。
★予防接種の効果や注意点について十分ご理解のうえ、接種を受けてください。
★予防接種法等の改正・変更等が生じた場合は、広報あさか・市ホームページでお知らせします。

子どもの定期予防接種

●無料

●経口生ワクチン ●注射生ワクチン ●不活化ワクチン

| 種類 | 対象年齢等 | 接種回数 | 接種方法等 | 通知の時期等 |
|---|---|--------------------|---|---|
| ● ロタ | ロタリックス 出生6週0日~出生24週0日まで ロタテック 出生6週0日~出生32週0日まで | 2回 3回 | 4週間以上の間隔を置いて2回経口接種 4週間以上の間隔を置いて3回経口接種 | 誕生月の翌月(中旬) |
| ● B型肝炎 | 生後2か月~1歳に至るまで | 3回 | 1回目・2回目: 27日以上の間隔を置いて接種 3回目: 1回目の接種から139日以上の間隔を置いて接種 | |
| ● 小児用肺炎球菌 | 生後2か月~5歳に至るまで | 最大4回 | 接種開始月齢によって接種回数・接種間隔が異なります。 | |
| ● ヒブ※五種混合を接種される方は接種不要 | | | | |
| ● 四種混合(DPT-IPV)(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) R6.4.1以降に初回1回目を接種される方から下記ワクチンに変更になります。 ● 五種混合(DPT-IPV-Hib)(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) | 第1期 生後2か月~7歳6か月に至るまで | 初回3回 追加1回 | 初回▶20~56日までの間隔を置いて3回接種 追加▶四種 初回終了後、12か月~18か月の間隔を置いて1回接種 五種 初回終了後、6か月~18か月の間隔を置いて1回接種 ※原則として、初回1回~追加1回まで同一のワクチンで接種を行います。 | |
| ● BCG | 1歳に至るまで(標準的な接種年齢: 生後5か月~生後8か月) | 1回 | 管針による経皮接種法(スタンプ式) | |
| ● 水痘(みずぼうそう) | 1歳~3歳に至るまで | 2回 | 1回目の接種後、6か月~1年の間隔を置いて2回目を接種 | |
| ● 麻しん風しん混合(MR) | 第1期 1歳~2歳に至るまで 第2期 平成30年4月2日~平成31年4月1日生(保育園・幼稚園等の年長児) | 1回 1回 | 1歳の誕生日を迎えたらできるだけ早めに接種を受けましょう。 【接種期間】令和6年4月1日~令和7年3月31日 | |
| ● 日本脳炎 | 第1期 生後6か月~7歳6か月に至るまで(標準的な接種年齢: 3歳~4歳) 第2期 9歳~13歳未満 | 初回2回 追加1回 1回 | 初回▶6日~28日までの間隔を置いて2回接種 追加▶初回終了後、おおむね1年後に1回接種 乳幼児期に受けた第1期の後の追加接種になります。 | |
| ● 二種混合(DT)(ジフテリア・破傷風) | 第2期 11歳~13歳未満 令和6年度通知対象者 平成24年4月2日~平成25年4月1日生(小学校6年生) | 1回 | 乳幼児期に受けた三種混合の追加接種になります。 | |
| ● ヒトパピローマウイルス(HPV) | 定期接種対象者 小学6年生~高校1年生相当年齢の女子 キャッチアップ接種対象者 平成9年4月2日~平成19年4月1日生 平成25年~令和3年度の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方へ、キャッチアップ接種を実施しています。 | 3回 | サーバリックス: 1ヶ月あけて2回目、1回目から6ヶ月以上あけて3回目接種 ガーダシル: 2ヶ月あけて2回目、1回目から6ヶ月以上あけて3回目接種 シルガード9: 2ヶ月あけて2回目、1回目から6ヶ月あけて3回目接種 サーバリックス: 1ヶ月あけて2回目、1回目から6ヶ月以上あけて3回目接種 ガーダシル: 2ヶ月あけて2回目、1回目から6ヶ月以上あけて3回目接種 シルガード9: 2ヶ月あけて2回目、1回目から6ヶ月あけて3回目接種 【接種期間】令和7年3月31日 | 中学1年生の4月 対象の方には、令和4年6月~7月に予診票を送付しています。 |

実施医療機関▶市協定医療機関(裏面参照) ※市内の協定医療機関以外でも、埼玉県内の協定医療機関で接種が可能です。健康づくり課へお問い合わせください。

●実施日、時間等は、医療機関によって異なりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

注意 定期接種は法に基づいて実施しています。市に住民登録がない場合や、対象年齢・接種期間が過ぎると任意接種となり、全額有料となります。